

国有林におけるシカ被害対策

○ 国有林におけるシカによる森林被害対策として、①地域との連携によるシカ被害対策の検討、②モニタリングによる生息状況・被害状況等の調査、③捕獲等による被害防止対策を推進。

① 地域との連携によるシカ被害対策の検討

地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、効率的・効果的なシカ被害対策の検討、国有林・民有林が一体となった広域的な捕獲の実施。



地域の関係行政機関との協議会



地域関係者との現地検討会の実施



シカ被害対策実施状況等の発表

② モニタリングによる生息状況・被害状況等の調査

被害防止対策を効果的に実施するための、GPS首輪による行動追跡調査や自動撮影カメラ、ライトセンサ、足跡・糞・食害痕によるシカの出没状況等の調査、植生の被害状況調査を実施。

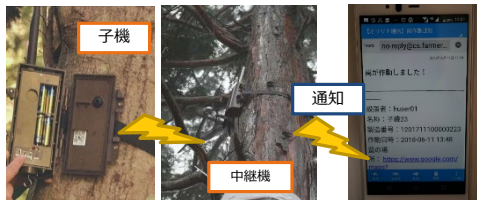


GPS首輪による行動追跡調査



③ 捕獲等による被害防止対策

モニタリングによる生息状況・被害状況等の調査結果に基づき、職員や委託事業による捕獲を実施しているほか、地元市町村、猟友会等との協定に基づくわなの貸出により、国有林野内において猟友会等が捕獲を実施。森林管理署においては、「ICT捕獲通知システム」の導入、治山工事等の請負事業者がわなを見回る「ついで見回り通報」により、捕獲作業の効率化、見回り経費の削減を図るなど、捕獲技術の向上とコスト削減に取り組んでいる。



ICT捕獲通知システム



ICT技術を活用した簡易囲いわな



治山工事箇所周辺のワナ設置区域



小林式誘引捕獲の開発



地元市町村等と森林管理署の捕獲等に関する協定締結

- ☆ シカによる森林被害が発生している地域において、積極的な捕獲等の実施により、森林被害を軽減
- ☆ シカによる森林被害の軽減を図ることにより、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくことに貢献